

事業者の皆様へ

2025年12月18日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
法務部

2025年度末の事務処理について

事業者の皆様には、平素から当機構の事業にご理解、ご協力いただきありがとうございます。

当機構では、当年度のNEDO予算執行額を確定させるため、原則として、各事業の当該年度の「限度額」を当該年度の「実績額」として確定することとしております。これに際し、事業者の皆様におかれましては、限度額を確定すべく必ず年度末までの執行見込額を精査し、NEDOにご報告いただくこととしております。つきましては、これにかかる事務処理を別紙のとおりご案内いたします。

重要な事務処理となりますので、事業者の皆様におかれましてはご対応のほどよろしくお願いいたします。

2025 年度末の事務処理の内容について

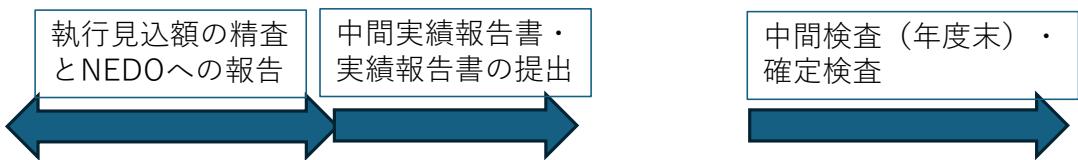
2025 年度限度額の確定に関する手続の流れを説明いたします。基本的に 2024 年度と同様の内容です。

一部の事業については以下と異なる手續となりますので、NEDO プロジェクト担当部の指示に従ってください。

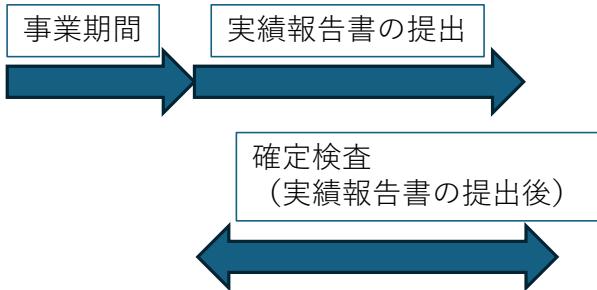
【標準的なスケジュール】

1月	2月	3月	4, 5月	6月	7月以降
----	----	----	-------	----	------

2025 年度が中間年度又は 2026 年 3 月末事業終了の事業



2026 年 1 月末以前の事業終了の事業



(1) 2025 年度が中間年度の委託事業・補助事業 (2025 年度終了予定事業を期間延長する場合を含む)

2026 年 3 月末までの執行見込額を精査（※）し、以下のいずれかのご対応をお願いいたします。

（※）高額な装置類やライセンス等の調達が予定されている場合は、計上のタイミングを十分ご確認いただきますようお願ひいたします。

a. 2025 年度限度額を変更しない場合

i) 2~3 月の間に、2025 年度限度額を変更せず全額執行する旨の「限度額全額執行報告書」（様式・記載例は別添を参照）をメール等にて提出（※）する。（提出〆切はプロジェクト担当部へご確認願います。）

（※）メール等による文書の提出にあっては、真正性を確保する観点から、

原則、実施計画書に記載の「業務管理者／主任研究者、経理責任者、プロジェクト担当窓口／事業担当窓口、契約・検査・支払担当窓口／検査・支払担当窓口」から提出してください。

- ii) 5月31日までに「中間実績報告書」を提出する。
- iii) 7月1日以降に中間検査（年度末）を受検する。

b. 2025年度限度額を変更する場合

- i) 2～3月の間に、2025年度限度額を変更（後ろ倒し）する旨の「変更申請書」
(※) を提出する。(提出〆切はプロジェクト担当部へご確認願います。)
(※) 変更申請書のみではなく、変更後の実施計画書（項目別明細表を含む。）等の必要書類は通常の変更承認の手続と同様です。
- ii) 5月31日までに「中間実績報告書」を提出する。
- iii) 7月1日以降に中間検査（年度末）を受検する。

【(委託事業) 2025年度概算払を行っていない事業者の皆様】

委託事業においては、NEDOの会計処理上、インボイスの登録状況及びインボイス登録番号をNEDOに対して通知いただく必要があります。

2025年度の概算払を行っていない事業者の皆様におかれましては、上記「変更申請書」又は「限度額全額執行報告書」を提出する際に、以下の文章を追記してください。

○. 適格請求書発行事業者に関する登録情報及び登録番号
【登録(TOOOOOOOOOOOOOO) 又は 未登録】

【事業の期間延長を行う場合】

2025年度が委託事業（補助事業）期間の終了となる事業を、次年度以降も継続する場合は、原則、期間延長の手続が必要になります。期間延長するときは、2025年度以降の限度額を設定し、期間延長の変更契約（交付決定（変更））を行います。

なお、2025年度実績額の把握のために「変更申請書」又は「限度額全額執行報告書」を提出いただく必要がありますが、この期間延長の変更契約（交付決定（変更））にかかる「変更申請書」に記載してまとめて提出いただいて結構です。

詳細はプロジェクト担当部までご相談いただきますようお願いいたします。

【その他の事由で変更手続を行う場合】

その他の事由により「変更届出書」「変更申請書」を提出する場合は、「限度額全額執行報告書」に記載する内容も含めて記載いただいて構いません。

(2) 2025 年度で終了する委託事業・補助事業

対象事業の終了時期によって以下のいずれかの対応となります。

a. 委託事業又は補助事業期間が 2026 年 3 月末日より前に終了する場合

原則、終了時期を 2026 年 3 月末日まで延長し、下記 b. の対応をお願いいたします。

やむをえず終了時期の延長が困難な場合は、事業終了後、速やかに実績報告書の提出・確定検査の実施により、当該事業全体の経費を確定する必要があります。このため、以下の流れとなります。

- i) 事業終了後の翌日以降に速やかに「実績報告書」を提出する。(提出〆切はプロジェクト担当部へご確認願います。)
- ii) 提出後、速やかに確定検査を受検する。(実施日はプロジェクト担当部とご調整願います。)

b. 委託事業又は補助事業期間が 2026 年 3 月末日に終了する場合

2025 年度限度額を 2025 年度の「実績額」としていったん確定し、7 月以降の確定検査において実際に執行した実績額を確認し、当該事業全体の経費を確定します。2026 年 3 月末までの執行見込みを精査(※)し、以下のご対応をお願いいたします。
(※) 高額な装置類やライセンス等の調達が予定されている場合は、計上のタイミングを十分ご確認いただきますようお願いいたします。

- i) 2~3 月の間に、2025 年度限度額及び当該事業全体の契約金額(補助金額の総額)を変更する旨の「変更申請書」(※1)、又は、2025 年度限度額を変更せず全額執行する旨の「限度額全額執行報告書」(様式・記載例は別添を参照)をメール等にて提出(※2)する。(提出〆切はプロジェクト担当部へご確認願います。)
(※1) 変更申請書のみではなく、変更後の実施計画書(項目別明細表を含む。)等の必要書類は通常の変更承認の手続と同様です。
(※2) メール等による文書の提出にあっては、真正性を確保する観点から、原則、実施計画書に記載の「業務管理者／主任研究者、経理責任者、プロジェクト担当窓口／事業担当窓口、契約・検査・支払担当窓口／検査・支払担当窓口」から提出してください。
- ii) 5 月 31 日までに「実績報告書」を提出する。
- iii) 7 月 1 日以降に確定検査を受検する。

【(委託事業) 2025 年度概算払を行っていない事業者の皆様】

委託事業においては、NEDO の会計処理上、インボイスの登録状況及びインボイス登録番号を NEDO に対して通知いただく必要がございます。

2025 年度の概算払を行っていない事業者の皆様におかれましては、上記「変更申請書」又は「限度額全額執行報告書」を提出する際に、以下の文章を追記してください。

○. 適格請求書発行事業者に関する登録情報及び登録番号

【登録 (TOOOOOOOOOOOOO) 又は 未登録】

① (委託) 限度額変更を行う際の「変更申請書」の記載例

2025年度に概算払を行っていない場合は、「適格請求書発行事業者に関する登録情報及び登録番号」を追記してください。通常の変更承認の手続と同様に、変更申請書のみではなく、変更後の実施計画書（項目別明細表を含む。）等も必要です。

なお、補助の場合は、「適格請求書発行事業者に関する登録情報及び登録番号」の追記は不要です。

【委託事業】実施計画変更申請書

(様式3)

年 月 日

委託業務実施計画変更（申請・届出）書

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

○○○部長 殿

住 所
名 称
氏 名

年 月 日付け委託契約に基づく開発項目「 」に係る委託業務実施計画書を下記のとおり変更したいので、業務委託契約約款（第11条第1項）の規定により申請します。

記

1. 変更事項（別紙のとおり）
2. 変更理由（別紙のとおり）
3. 変更が開発計画に及ぼす影響及び効果（別紙のとおり）
4. 適格請求書発行事業者に関する登録情報及び登録番号（別紙のとおり）

契約管理番号

○○○○○○○○○○-○

(別紙)

1. 変更事項

- ・2025年度限度額を2026年度限度額へ後倒しする。

(変更前の限度額)

2025年度	12,400,000円
2025年度	20,000,000円

(変更後の限度額)

2025年度	10,000,000円
2025年度	22,400,000円

2. 変更理由
○○○○○○のため。

3. 変更が開発計画に及ぼす影響及び効果
××××××につながる。

4. 適格請求書発行事業者に関する登録情報及び登録番号
登録(T○○○○○○○○○○○○○○○○) 又は 未登録

2025年度に概算払を行っていない場合は
4. を追記してください。

② 「限度額全額執行報告書」の記載例

(様式掲載場所) NEDO の HP に様式を掲載しております。

委託事業 https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual_syosiki_2025.html

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo_josei_manual_syoshiki_2025.html

【委託事業】

年 月 日	
限度額全額執行報告書	
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 ○○○部長 殿	
住 名 氏	所 称 名
年 月 日付け委託契約に基づく開発項目「 記 」に係る委託業務の執行状況について、機構の指示に基づき、下記のとおり報告します。	
1. 限度額執行に係る報告 (記載例) 本事業は、実施計画に基づき進捗しており、今年度実施分は計画どおり完了する予定。また、3月末までの執行見込額を含め精査したところ、年度限度額を全額執行可能であることから、年度限度額の変更を行う必要はない。なお、今年度実施分が計画どおり年度内に完了しないなど事情の変更が生じる場合には、速やかに機構へ報告することとする。 (当年度に概算払を行っていない場合は追記すること。)	
2. 適格請求書発行事業者に関する登録情報及び登録番号 登録 (T○○○○○○○○○○○○○○) 又は 未登録	
契約管理番号 ○○○○○○○○-○	

※年度限度額を全額執行見込みであり、後ろ倒しを希望しない場合には、住所、事業者名称及び氏名等を記入の上、「1. 限度額執行に係る報告」に①執行計画に対する進捗状況・執行見込み、②当該年度の限度額の変更を行う必要がない旨、③当該年度の事業は完了する見込みであって、見込みに変更が生じる場合は機構に報告する旨について、記載例を参考に記載してください。

【補助事業】

番 年 月 号	
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 理事長 殿	
申請者 住 名 称 代表者等名	
限度額全額執行報告書	
年 月 日付け 第 号をもって交付の決定の通知を受けた補助事業の執行状況について、機構の指示に基づき、下記のとおり報告します。	
記	
1. 補助事業の名称	
2. 限度額執行に係る報告 (記載例) 本事業は、交付申請書に基づき進捗しており、今年度実施分は計画どおり完了する予定。また、3月末までの執行見込額を含め精査したところ、年度限度額を全額執行可能であることから、年度限度額の変更を行う必要はない。なお、今年度実施分が計画どおり年度内に完了しないなど事情の変更が生じる場合には、速やかに機構へ報告することとする。	
事業番号 ○○○○○○○○-○	

※年度限度額を全額執行見込みであり、後ろ倒しを希望しない場合には、住所、名称及び代表者等を記入の上、「1. 補助事業の名称」に名称を記入し、「2. 限度額執行に係る報告」に①執行計画に対する進捗状況・執行見込、②当該年度の限度額の変更を行う必要がない旨、③当該年度の事業は完了する見込みであって、見込みに変更が生じる場合は機構に報告する旨について、記載例を参考に記載してください。